

白老町町内会連合会規約施行細則

(目 的)

- 第 1 条 この細則は、白老町町内会連合会規約の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

- 第 2 条 会長が本会の事業目的達成のため、必要と認める旅行については旅費を支給する。
- 2 旅費の支給方法については、白老町町内会連合会旅費規定による。

(役 員 会)

- 第 3 条 役員会は正副会長・理事で構成し必要に応じ招集し、会の運営を協議する。
- 2 役員会の決定事項で、総会において議決しなければならない事項については、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(委 員 会)

- 第 4 条 白老町町内会連合会規約第12条の規定にもとづく、委員会の設置運営を次のとおり定める。
- (1) 企画・総務 社会福祉 女性部
- (2) 構 成
会長が委嘱する理事及び各地区連合会から若干名
- (3) 任 期
任期は2年とし再任を妨げない。
- (4) 正副委員長
所属委員の互選により選出する。
- (5) 委員会はその目的を達成するために次の職務を行う。
- イ 単位町内会の担当部長(部員)の活動支援
- ロ 単位町内会の実情調査・研究資料の収集提供等を行い、町内会活動を支援すること。
- ハ 白老町町内会連合会が行う事業を分担し業務を執行する。
- ニ その他必要な事項
- (6) 会 議
委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- イ 会議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ロ 委員長は、会議の内容を役員会に報告するものとする。

(役員選考委員会)

- 第 5 条 この規約は白老町町内会連合会の会長・副会長の任期満了に伴う役員選考に関する役員選考委員会について定める。
- (2) 役員選考委員は町内会連合会理事経験者の中から地区ごとに選出し、会長が委嘱する。
- ②地域ごとの委員人数は次の通りとする。

| | | | |
|------|----|-------|----|
| 社台地区 | 1名 | 白老地区 | 5名 |
| 萩野地区 | 1名 | 北吉原地区 | 1名 |
| 竹浦地区 | 1名 | 虎杖浜地区 | 1名 |
| 女性部 | 1名 | | |

③役員選考委員は町内会連合会役員会で承認する。

(3)役員選考委員の任期は役員改選年の前年6月から改選年の定期総会終了までとする。

(4)役員選考委員会に次の担当を置く。

委員長 1 役員選考委員の互選とし、会を代表し運営に当る

事務局 1 委員長が委任し、役員選考委員会の事務を担当する

(5)役員選考委員会の会議は必要に応じて委員長が召集する。

②役員候補の選出、選考手続き等に関しては委員会で協議決定する。

(6)役員選考委員会の運用で必要な事項はその都度協議決定する。

②役員選考委員会で検討した事項に関しては、随時会長に報告する。

付 則

この細則は、昭和55年4月11日から施行する。

この規則は、昭和57年4月 1日から施行する。

この規則は、昭和61年4月11日から施行する。

この規則は、昭和63年4月 1日から施行する。

この規則は、平成 3年5月 8日から施行する。

この規則は、平成 6年4月 1日から施行する。

この規則は、平成26年4月25日から施行する。